

## 綾瀬市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、本市に居住する子ども及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ）並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うために設置する綾瀬市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体及び設置場所)

第2条 支援拠点の実施主体は、綾瀬市とする。

2 支援拠点は、健康こども部健康づくり推進課に置く。

### (業務内容)

第3条 支援拠点は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）4に規定する次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整業務
- (4) その他の必要な支援に関する業務

### (職員配置)

第4条 支援拠点には、国要綱に規定する子ども家庭支援員2名及び虐待対応専門員1名を常時配置する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援拠点の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。